

少額な適格返還請求書の交付義務免除

目的・背景

適格請求書制度への移行に伴い、値引き等を行った際にも売手と買手の税率と税額の一致を図るため、値引き等の金額や消費税額等を記載した返品伝票といった適格返還請求書の交付義務が課されることとなる。しかし、買手側の都合で差し引かれた決済時の振込手数料やその他の経費を売手が「売上値引き」として処理する場合、新たな事務負担になるとの懸念があり、少額な値引き等については適格返還請求書の交付を不要とする特例措置が講じられる。

税制措置の内容

| 大項目 | 内容 |
|-------|---|
| 適用対象者 | 全ての事業者 |
| 税制措置 | 税込1万円未満の返品・値引き・割戻し等の売上に係る対価の返還等について、返還インボイスの交付義務が免除される。 |
| 適用期間 | 令和5年10月1日（適格請求書制度の施行）以降、恒久的な措置とする。 |